



人事・労務に役立つ NEWS LETTER

事務所通信

発行:CAPコンサルティングオフィス

代表 若田邦男

TEL 06-6110-7611 携帯 090-3946-5418

重要改正 要確認

令和7年度の地域別最低賃金の改定状況—すべての都道府県で出揃う！

令和7年度の地域別最低賃金について、各地方最低賃金審議会での答申が出揃い、その結果が厚生労働省から公表されました。今年度は、発効時期が遅いところもありますので、発効年月日とともに、最寄りの地域の地域別最低賃金の額をご確認ください。

令和7年度の地域別最低賃金の改定状況の一覧…

都道府県名	最低賃金時間額 ()は前年度	発効年月日*	都道府県名	最低賃金時間額 ()は前年度	発効年月日*
北海道	1075円(1010円)	令和7年10月4日	滋賀	1080円(1017円)	令和7年10月5日
青森	1029円(953円)	令和7年11月21日	京都	1122円(1058円)	令和7年11月21日
岩手	1031円(952円)	令和7年12月1日	大阪	1177円(1114円)	令和7年10月16日
宮城	1038円(973円)	令和7年10月4日	兵庫	1116円(1052円)	令和7年10月4日
秋田	1031円(951円)	令和8年3月31日	奈良	1051円(986円)	令和7年11月16日
山形	1032円(955円)	令和7年12月23日	和歌山	1045円(980円)	令和7年11月1日
福島	1033円(955円)	令和8年1月1日	鳥取	1030円(957円)	令和7年10月4日
茨城	1074円(1005円)	令和7年10月12日	島根	1033円(962円)	令和7年11月17日
栃木	1068円(1004円)	令和7年10月1日	岡山	1047円(982円)	令和7年12月1日
群馬	1063円(985円)	令和8年3月1日	広島	1085円(1020円)	令和7年11月1日
埼玉	1141円(1078円)	令和7年11月1日	山口	1043円(979円)	令和7年10月16日
千葉	1140円(1076円)	令和7年10月3日	徳島	1046円(980円)	令和8年1月1日
東京	1226円(1163円)	令和7年10月3日	香川	1036円(970円)	令和7年10月18日
神奈川	1225円(1162円)	令和7年10月4日	愛媛	1033円(956円)	令和7年12月1日
新潟	1050円(985円)	令和7年10月2日	高知	1023円(952円)	令和7年12月1日
富山	1062円(998円)	令和7年10月12日	福岡	1057円(992円)	令和7年11月16日
石川	1054円(984円)	令和7年10月8日	佐賀	1030円(956円)	令和7年11月21日
福井	1053円(984円)	令和7年10月8日	長崎	1031円(953円)	令和7年12月1日
山梨	1052円(988円)	令和7年12月1日	熊本	1034円(952円)	令和8年1月1日
長野	1061円(998円)	令和7年10月3日	大分	1035円(954円)	令和8年1月1日
岐阜	1065円(1001円)	令和7年10月18日	宮崎	1023円(952円)	令和7年11月16日
静岡	1097円(1034円)	令和7年11月1日	鹿児島	1026円(953円)	令和7年11月1日
愛知	1140円(1077円)	令和7年10月18日	沖縄	1023円(952円)	令和7年12月1日
三重	1087円(1023円)	令和7年11月21日	全国加重平均	1121円(1055円)	—

■ は改定あり
(すべての都道府県で改定)

※ 発効年月日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性があります。

★これだけ大幅な引き上げなので、最低賃金割れが増えることが懸念されています。月給制の場合、所定のルールにより時給換算して、最低賃金額と比較する必要がありますので注意が必要です。不安であれば、気軽にご相談ください。

要確認

地域別最低賃金の大幅な引き上げを見据え「業務改善助成金」を拡充(厚労省)

令和7年度の地域別最低賃金の大幅な引き上げを受けて、厚生労働省等から、「業務改善助成金」を拡充するとのお知らせがありました(令和7年9月5日から拡充)。そのポイントを確認しておきましょう。

業務改善助成金の対象となる事業者の拡大等(内閣官房・厚労省・経産省資料)

概要

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行う中小企業に対し、その費用の一部を助成。

より多くの中小企業が活用できるよう、業務改善助成金の対象事業者の範囲を拡充。

具体的には、事業場内最低賃金が、改定後の地域別最低賃金未満までの事業者が、地域別最低賃金の改定日の前日までに、賃金を引き上げる場合も、助成を受けることを可能とする。

事業の詳細は[こちら](#)

【上限等】 上限:30~600万円(賃金引上額・人数が多いほど大)

【助成率】 3/4(事業場内最低賃金が1,000円以上)又は4/5(事業場内最低賃金が1,000円未満)



次ページへ続く

1) 対象事業者の拡大

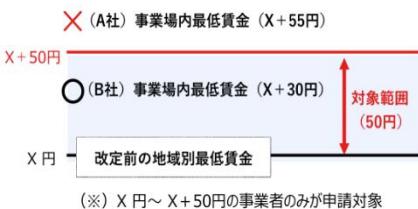
現行

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の事業者が対象

拡充

事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金未満までの事業者が対象

<例：地域別最低賃金が改定前 X 円、改定後 X+63円（引上額63円）の場合>



(※) X 円～X+50円の事業者のみが申請対象

X + 63円
改定後の地域別最低賃金

X + 50円
○(A社)事業場内最低賃金(X+55円)

X 円
改定前の地域別最低賃金

(※) X+51円～X+62円の事業者も申請対象となる

2) 申請手続きの簡略化

現行

賃上げ前に、賃上げ計画の提出・審査が必要

拡充

賃上げ計画の事前提出を省略可能とする

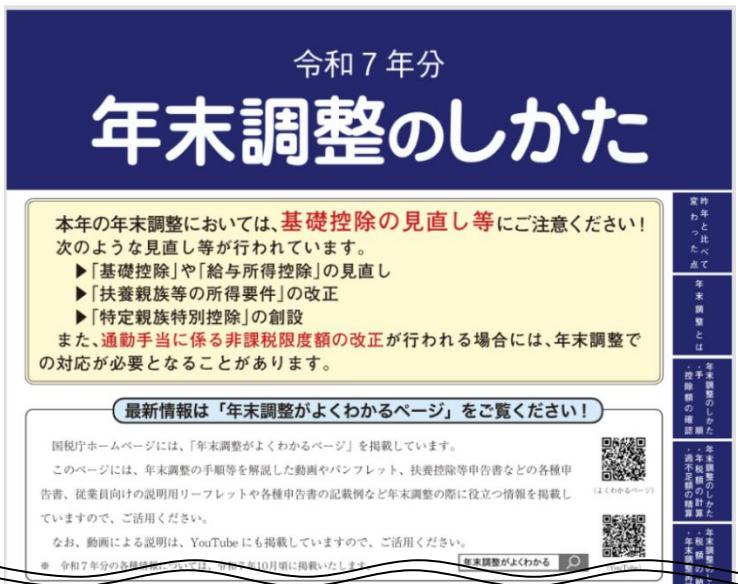
社員) が出てくるかどうかを確認し、最低賃金割れの社員が出てくるようでしたら、「業務改善助成金」をはじめとする政府の支援策の活用を考えてみましょう。その際には、ひと声お掛けください。アドバイス等をさせていただきます。

要確認

「令和7年分 年末調整のしかた」を公表(国税庁)

国税庁から、「令和7年分 年末調整のしかた」が公表されました。変更点を含め、年末調整の手順などを今一度確認するためにも、今回公表された「令和7年分 年末調整のしかた」を、早めにチェックしておきましょう。

-----「令和7年分 年末調整のしかた」のトップページ-----



トップページにも書かれていますが、本年の年末調整においては、基礎控除の見直し等にご注意ください！

※今回は、令和7年8月7日に令和7年人事院勧告が行われ、令和7年4月1日以降の措置内容として自動車などの交通用具使用者に対する通勤手当の額の引き上げが勧告されました。これを受け、令和7年4月1日にさかのぼって通勤手当に係る非課税限度額が改正される場合には、年末調整での対応が必要となることがあります。

★他の関係資料（「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」など）のほか、パンフレットなどをまとめて公表する「年末調整がよくわかるページ（令和7年分）」については、10月頃公開予定とされています。

通勤手当に係る非課税限度額の改正の動向も含め、新たな情報が公表されましたら、隨時お伝えします。



10 / 1
10 / 10

- 改正育児介護休業法施行（育児期の柔軟な働き方を実現するための措置等 他）
- 9月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

10 / 31

- 9月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 8月決算法人の確定申告と納税・2026年2月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
- 労働者死傷病報告書の提出（休業4日未満の7月～9月分の労災事故について）
- 労働保険料の納付（延納第2期分）



◆あとがき◆今月も9月10月月餅号です。秋ですね。万博会場ではトンボが舞い、虫が鳴いています。今年も残すところ、3か月余り…。最低賃金の大幅上昇に、年末調整の大改正。頭の痛い日々を迎えることになります。